

マイナンバー制度が始まります

(社会保障・税番号制度)

問合せ 市政情報課番号制度担当

マイナンバー(個人番号)とは、一人ひとりが持つ12けたの番号です。平成28年1月から、社会保障・税・災害対策に関する行政手続では、マイナンバーが必要になります。

今後のスケジュール

マイナンバーをお知らせする「通知カード」は、平成27年10月から、住民票を有する全ての方(外国籍でも住民票のある方

は対象となります)に簡易書留でお届けします。

皆さんのお手元に確実に届けるため、表札の掲示にご協力をお願いします。

※マイナンバーは生涯変わりませんので、届いた「通知カード」は大切に保管をお願いします。

平成27年10月から

お手元にマイナンバーを通知します。

住民票の住所に通知が届きます。住民票の住所と異なるにお住まいの方は、お住まいの市町村へ住民票の異動をお願いします。

平成28年1月から

社会保障、税、災害対策の行政手続でマイナンバーが必要になります。申請者には、個人番号カードを交付します。

平成29年1月から

マイナポータル(情報提供等記録開示システム)が開始予定です。

個人番号カードとは、マイナンバーの通知後に希望者へ交付されるカードで、身分証明書や様々なサービスに利用できます。具体的な申請方法は、マイナンバーの通知の際に同封します。
※個人番号カードに記録されるのは、券面に記載された氏名、住所、個人番号などのほか、電子証明書などに限られます。所得などのプライバシー性の高い個人情報は記録されません。

マイナンバーが必要なのは、いつ？

平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続でマイナンバーが必要になります。



- 年金の資格取得や確認、給付
- 雇用保険の資格取得や確認、給付
- 医療保険の給付請求
- 福祉分野の給付、生活保護など



- 税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書などに記載
- 税務当局の内部事務など



- 被災者生活再建支援金の支給
- 被災者台帳の作成事務など

マイナンバーの3つのメリット



1. 国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。また、行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ることができます。



2. 公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができます。



3. 行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。

民間事業者の皆さんもマイナンバーを扱います

民間事業者の皆さんも、従業員の健康保険や厚生年金などの加入手続、給与の源泉徴収票の作成などにマイナンバーが必要になります。マイナンバー制度は、全従業員・ご家族に関する制度です。

■平成28年1月以降、税や社会保障の手続に使用する帳票などの提出時期までに、パートやアルバイトを含め、全従業員のマイナンバーを順次取得し、源泉徴収票や健康保険・厚生年金・雇用保険などの書類にマイナンバーを記載することになります。

■外部の方に講演や原稿の執筆を依頼し、報酬を支払う場合、報酬から税金の源泉徴収をするため、こうした外部の方からもマイナンバーを提供してもらう必要があります。

■マイナンバーを含む個人情報(特定個人情報)は適切に管理することが必要です。マイナンバーの取扱いについて、具体例を用いて解説しているガイドラインが公表されていますので、特定個人情報保護委員会のサイト(<http://www.ppc.go.jp/index.html>)を「確認」ください。



(内閣官房作成資料から一部抜粋)

大切なプライバシーを守るために

マイナンバー制度では、プライバシーの侵害やなりすましによる被害などを防ぐために、多くの対策を講じています。

・マイナンバーは利用範囲が限定されており、それ以外の目的での利用はできません。

・なりすましによる被害を防ぐために、マイナンバーを提示(各種申請書への記入など)する際には厳格な本人確認が義務付けられます。具体的には、個人番号カードや運転免許証などの身分証明書を提示いただくようになります。市民の皆さんの大切な個人情報を守るため、ご理解・ご協力をお願いします。

・市は、特定個人情報保護評価(PIA)を実施しました。評価書を公表していますので、詳しくは市ホームページをご覧ください。

鶴ヶ島市 評価書 検索

